

令和2年2月21日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
プラスチック容器事業部

材料リサイクル事業者に係る総合的評価

総合的評価は、令和2年度も継続実施する。

詳細は、資料17-4 **R02版 総合的評価の評価項目一覧表**（以下、単に「表」という）を参照願いたい。なお、評価の細部等については変更を行うこともあり得るが、その場合は「REINS お知らせ」等にて速やかに通知する。

1. 令和2年度の変更点

- 「単一素材化」及び「品質規格化」に関する申告期限を、令和2年4月17日必着とした。
- 「品質管理体制」に関する申告期限を令和2年9月30日必着とした。

2. 総合的評価の位置づけ

本評価は、契約材料リサイクル事業者について、優先入札枠における施設ごとの落札可能量等を決めるために実施するものである。

なお、総合的評価は経済産業省及び環境省の合同審議会による承認事項であるため、審議会の開催なしには、全体の配点や新たな評価分野の改廃・追加等ができないことを総合的評価委員会で確認している。

評価対象期間は原則として、前年度下期（10月～3月；ただし、前年度契約がなかった事業者は除く）及び当年度上期（4月～9月）とし、その間の取得サンプルの品質測定結果、単一素材化、品質規格化、品質管理体制に関する申告及び月報・半期報告の内容（実績）について評価する。

3. 評価項目についての注意事項

(ア) 単一素材化

- PE、PP、PS、PET について、当年度に生産・販売を計画する場合は、素材名とその販売予定量（全販売量に対する割合%）を指定書式（資料 22 ⑩ 参照）に従い、令和 2 年 4 月 17 日必着で申告すること（申告が無い場合は評価対象としない）。
- 申告のあった素材のうち PE、PP については後日、協会にてサンプリングし、純度（成分濃度）測定を実施する。なお、PS、PET については、資料 18 「材料リサイクル手法の再商品化製品品質評価」を参照のこと。
- なお、平成 31（令和元）年度下期分は評価済みであり、令和 2 年度総合的評価に反映する。

(イ) 品質管理体制

- 令和 2 年度の総合的評価では、品質マネジメントシステム（ISO9001:2015 又は JIS Q 9001:2015）の第三者認証の取得とその継続実施が確認されたとき 10 点（ただし、初めて認証を取得した場合は 5 点）とする。
- また、ISO9001:2015 の追加指針（JIS Q 9091:2016）の第三者認証取得とその継続実施が確認されたとき前記評点に 10 点（ただし、初めて追加指針の認証を取得した場合は 5 点）を加算する。
- したがって、本項目の満点は 20 点となる。
- なお、ここで第三者とは ISO 認証機関を指す。また、追加指針については、プライベート認証や審査報告書への記載等（以下、報告書等という）により協会がその実施を確認できる場合は第三者認証と同等であるとみなす。
- 協会への申告は、登録範囲・適合内容が確認できる登録証や報告書等のコピーを提出（令和 2 年 9 月 30 日必着）すること。

(ウ) 品質規格化

- ISO18263 は JIS K 7393 として、平成 30 年 3 月 20 日公示された。
- 前記規格に従い、下記の例のように表示するものとする（ISO---/JIS K---のどちらの表記も可）。

JIS 表示例	内容
JIS K 7393-1-PE-M1(REC),NG1	PE リッチ品（PE \geq 85%）の無着色ペレット
JIS K 7393-1-PE-M1(REC),NG3	PE リッチ品（PE \geq 85%）の無着色減容品
JIS K 7393-1-PE-MPO(REC),NG1	PE 準リッチ品（85% $>$ PE \geq 60%）の無着色ペレット

JIS K 7393-1-PE-MPO(REC),NG3	PE 準リッチ品 (85%>PE≥60%) の無着色減容品
JIS K 7393-1-MPO(REC),NG1	PE/PP 混合品 (60%>PE>40%又は 60%>PP>40%) の無着色ペレット
JIS K 7393-1-MPO(REC),NG3	PE/PP 混合品 (60%>PE>40%又は 60%>PP>40%) の無着色減容品
JIS K 7393-1-PP-M1(REC),NG1	PP リッチ品 (PP≥85%) の無着色ペレット
JIS K 7393-1-PP-M1(REC),NG3	PP リッチ品 (PP≥85%) の無着色減容品
JIS K 7393-1-PP-MPO(REC),NG1	PP 準リッチ品 (85%>PP≥60%) の無着色ペレット
JIS K 7393-1-PP-MPO(REC),NG3	PP 準リッチ品 (85%>PP≥60%) の無着色減容品

※ISO 表示の場合は、「**JIS K 7393-1-**」の部分、「**ISO18263-1-**」となる。

※N は自然色、G1 はペレット、G3 は顆粒（減容品）を表す。なお、着色の場合は C を、フレーク/フラフは G2 を用いる。例えば、着色ペレットの場合は CG1 となる。

- 製品タグ上に必ず表示すること。なお、自社内成形等の連続生産であり、再商品化製品をサイロ等に貯留保管している場合は当該施設（サイロ等）の表示板に表記しても良い。
- 申告は、指定書式（資料 22 ⑩ 参照）に従い、（1）採用する分類表記、（2）表示箇所・方法、（3）品質管理・確認の方法等の必要事項を明記し、令和 2 年 4 月 17 日必着で提出すること。
- 上記申告書が提出され、その内容が正当であれば 10 点とし、更に前年度からの継続実施が確認されれば 10 点を加算する（20 点満点）。

以上

R02版 総合的評価の評価項目一覧表

2020.2.21

評価項目	定義	配点	評点方法(配点=1として表記)	対象期間	補足・解説
単一素材化	単一素材化(PE、PP、PS、PET)の合計実施割合	15	評価値=(PE,PP,PS,PET)認定販売量合計/全販売量 上式中、 (PE,PP)認定販売量=PE,PP各個別販売量×係数 ここで、係数=1.0(PE,PPの純度(x)がPE-M1, PP-M1の規格範囲[x≥85%]) 0.3(PE,PPの純度(x)がPE-MPO, PP-MPOの規格範囲[85%>x≥60%]) 0(上記以外) なお、上記純度は協会測定値(NMR法) (PS,PET)認定販売量=PS,PET各個別販売量	前年度下期と 当年度上期 (加重平均値)	・単一素材化を計画するものは4/17必着で申告すること ・PS、PETについては、協会による測定は実施しない
品質管理体制	品質マネジメントシステムを導入し、継続的に実施していること	20	①ISO9001認定取得&継続実施: 評価値=0.5 (今年度(申告期日までの)認定取得のみでは、評価値=0.25) ②JIS Q9091認定取得(準ずるものを含む)&継続実施: 評価値=0.50を①に加算 (今年度(申告期日までの)認定取得のみでは、評価値=0.25を①に加算) ここで、認定取得に準ずるものとは、プライベート認証や審査報告書への当該内容記載等、協会が認めるものを指す。	通年	・ISO9001:2015(JIS Q 9001)及びその追加指針(JIS Q 9091: 容リ再事に要件を整理したもの)をマネジメントシステムとしていること ・上記に基づく継続的な品質管理がなされていること ・規格採用等の申告は9/30必着で提出すること
品質規格化	再生材分類JIS規格等を取り入れていること	20	①JIS K 7393(ISO18263)の導入・採用: 評価値=0.5 ②継続実施確認がされた時: 評価値=0.5を①に加算		・規格採用等の申告は4/17必着で申告すること ・将来、品質管理・確認方法やJIS Q 9091との関係の見直しを行うことがある
塩素濃度%	協会ガイドラインに定義された測定法による再商品化製品中の塩素濃度%	10	評価値=(品質基準値-測定値[%])/(品質基準値-0.10) ここで、品質基準値=0.30である。また、0.10%を測定限界(最良値)とみなし、それ以下の測定値の場合は満点とする。		・品質基準値を超える場合は措置の対象である。また、計算された評価値(マイナス値)を使用する。
主成分濃度%	協会ガイドラインに定義された測定法による再商品化製品中の主成分濃度%	7.5	評価値=(測定値[%]-品質基準値)/(100-品質基準値) ここで、品質基準値=90である。また、100%が最良値であり、それを満点とする。		・品質基準値を下回る場合は措置の対象である。また、計算された評価値(マイナス値)を使用する。
異物%	再商品化製品中の異物%	10	評価値:測定値(小数第1位)の最小(最良)=1.0、最大(最劣)=xとした4段階の得点 現在は、[評点...測定値範囲]の順に、 [1.0...0.3%以下]、[0.75...0.3%超0.6%以下]、[0.5...0.6%超0.9%以下]、[0.25...0.9%超]	前年度下期と 当年度上期 (加重平均値)	・採取したサンプルを熱プレスしてシート(200×200×約0.1mm)を作成し、デジタルカメラ撮影像を画像処理して、異物面積比を測定する(詳細は「再商品化製品中の異物測定方法Ver.2」参照)。
吸湿率%	再商品化製品の吸湿率%	10	評価値=(設定値A-測定値[%])/(設定値A-設定値B) ここで、設定値A=1.00、設定値B=0.00とする。 測定値[%]=(吸湿重量-乾燥重量)/乾燥重量×100		・乾燥重量:異物%測定用シートから切り出したシート(100mm×90mm)の100°C×3h真空乾燥後の重量 ・吸湿重量:乾燥後、40°C、90%RH×48h吸湿、取り出し30分後の重量 ・本項目は再生処理ガイドラインの品質基準ではないため、仮に測定値が設定値Aを超えた場合も0点とする(マイナス値とはしない)。
臭気の強さ	再商品化製品の臭気(臭気の強さ)測定値	7.5	評価値:測定値(小数第1位)の最小(最良)=1.0、最大(最劣)=xとした3段階の得点 現在は、[評点...測定値範囲]の順に、[1.0...250以下]、[0.7...250超400以下]、[0.3...400超]		・採取したサンプル2gを3Lのにおい袋に入れ2Lの純空気を充填、80°Cで30分間加熱し、室温で1分間徐冷後に臭気測定を開始し、1分後のセンサ出力値を測定値とする(詳細は「再商品化製品の臭気測定方法Ver.2」参照)。
	評価項目合計点	100			
基本的な考え方・共通事項			<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的評価は、その他プラの材料リサイクル事業の素材産業化を目指し、リサイクル品質の向上のための技術的な内容について評価するものである。 ○ 「旧総合的評価」の評価分野であった「環境負荷の低減効果」と「再商品化事業の適正かつ確実な実施」の評価項目については、登録事業者が最低限満たすべき要件とし、月報や半期報告等を求めることとしている(報告なし又は内容が不十分である場合は措置の対象とする)。 ○ 「わかりやすい情報公開」を継続し、特に高品質化や高度な用途適用等に力点において、「市民との積極的なコミュニケーション」を図る等の自主的な活動を推奨する。 ○ 品質のバラツキを抑え、利用事業者に対する安定供給(質・量)を目指すため、品質管理を重視し、各項目とも通年評価としている。 ○ サンプリング/測定はライン(製品種類)毎に行うが、評価値は各ライン(製品種類)生産量による加重平均値とする。 ○ 取り巻く環境の変化や技術の進歩等に応じて、評価項目/内容/配点等を改訂することがある。 		
R02版の変更点			資料17-1~3を参照されたい。		